高知県資源管理指針



平成 30 年 7 月 高 知 県

目 次

は	じ	め	に		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	1		高	知	県	の	海	洋	生	物	資	源	の	保	存	及	び	管	理	に	. 関	す	る	基	· 本	的	うな	之之	ž Ž	とナ	j •	•	1
	1		高	知	県	の	漁	業	概	観							•		•											•	•		1
	2		高	知	県	0)	資	源	管	理	実	態		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	3		資	源	管	理	0)	方	向	性		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	2		海	洋	生	物	資	源	等	毎	の	動	向	及	び	管	理	の	方	向		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	4
	1		魚	種	別	資	源	管	理																								
	(1)	7	グ	口	類		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	(2)	力	ツ	オ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(3)	ソ	ウ	ダ	ガ	ツ	オ	類		•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(4)	ウ	ル	メ	イ	ワ	シ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(5)	シ	ラ	ス		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	(6)	サ	バ	類		•	•		•	•	•	•		•						•			•		•	•		•	•		8
	(7)	ブ	IJ			•	•		•	•	•		•							•					•	•		•	•		9
	(8)	シ	イ	ラ			•		•	•	•	•	•				•				•	•	•	•				•			10
	(9)	キ	ン	メ	ダ	イ		•							•	•				•					•	•	•				11
	(10)	ア	力	ム	ツ					•			•				•													•	11
	(11)	1	セ	工	ピ																										12
								ゴ		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	18
	2		漁	業	種	類	別	資	源	管	理																						
	(1)	小	型	底	び	き	網	漁	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	(2)	火	光	利	用	中	型	ま	き	網	漁	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		14
	(3)	火	光	利	用	小	型	ま	き	網	漁	業		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		15
	(4)	定	置	網	漁	業		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
第 3		資	源	管	理	計	画	0)	評	価		検	証	及	び	高	度	化	0	実	施	方	法	;						•	•	•	17
第 4		そ	の	他																													
	1		沓	源	管	理	計	画	(T)	作	成		•				•							•	•		•	•	•				19
	2									履			認																				19
	_		~	N11	П	-1	ΗΙ		• /	/100	1 1	т	μu.																				
おわ	り	に		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
資源	管	理	措	置		ح	の	履	行	確	認	方	法	(別	紙)					•						•	•				21

高知県資源管理指針

平成 23 年 3 月 29 日策定 (平成 23 年 9 月 26 日一部変更) (平成 24 年 2 月 3 日一部変更) (平成 24 年 12 月 21 日一部変更) (平成 26 年 4 月 2 日一部変更) (平成 27 年 3 月 31 日一部変更) (平成 28 年 9 月 13 日一部変更) (平成 29 年 11 月 27 日一部変更) (平成 30 年 7 月 10 日一部変更)

はじめに

近年、国際的な操業条件等の制約により遠洋・近海漁業を取り巻く状況がますます厳しくなる中、漁業生産の場としての沿岸・沖合域の重要性が高まっている。本県の沿岸・沖合漁業は、経営体数が全体の95%以上を占め、その漁獲物のほとんどが県内市場に水揚げされており地域経済を支える重要な産業となっている。しかし、多種多様な漁業が営まれる本県海域では、有用資源の減少や限られた漁場と資源を巡る競合など様々な問題を抱えており、水産物の安定供給や漁業経営の安定を図るためには、資源の適切な管理と利用が課題となっている。

本県における資源管理は、TAC制度や漁業調整規則などの公的な措置のほか、各地域において様々な漁業者の自主的な取組が実践されている。今後、資源管理の効果をあげていくためには、これまで以上に漁業者が自主的かつ計画的に資源管理を実践していくことが求められる。

本指針は、本県の沿岸・沖合漁業者の自主的な資源管理を推進するため、資源管理の方向性や、漁業者の資源管理計画の策定に向けて必要な管理措置等を取りまとめたものである。

第1 高知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

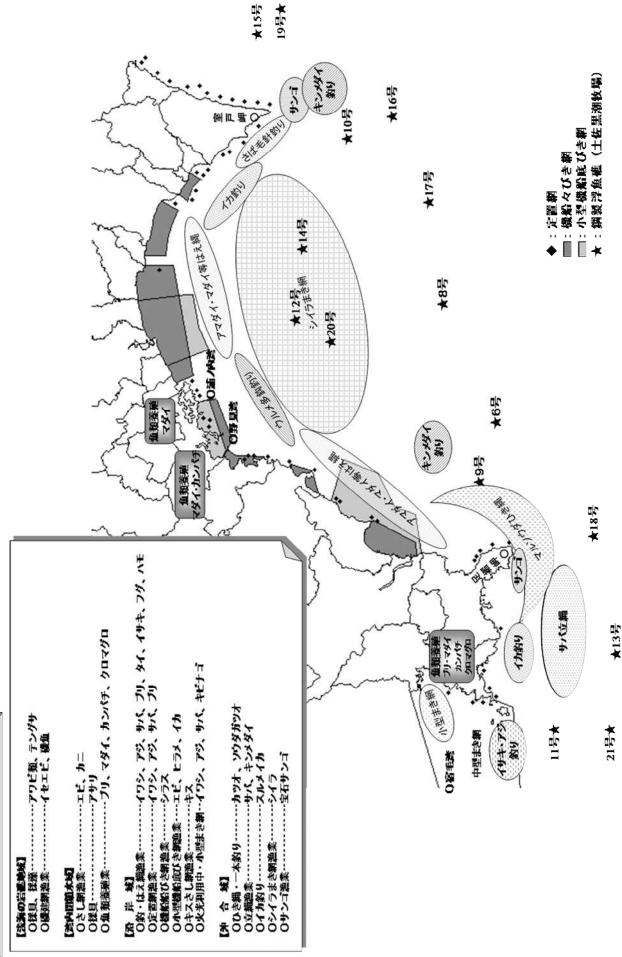
1 高知県の漁業概観

本県の海面漁業は、伝統の遠洋・近海カツオ・マグロ漁業をはじめ、釣・延縄、 定置網、中型まき網、魚類養殖などの沿岸・沖合漁業から構成されている。

このうち、漁業就業者の大半が従事する沿岸・沖合漁業をみると、土佐湾では、 様々な釣・延縄をはじめ、同湾中央部ではイワシシラスを対象とした機船船びき 網やエビ類などを対象とした小型底びき網、シイラを対象としたまき網などが営 まれている。

また、室戸岬や足摺岬周辺では定置網、室戸岬沖合の天然礁ではキンメダイ釣、 足摺岬沖合ではソウダガツオの曳縄やサバの立縄、宿毛湾ではイワシ・アジ・サ バなどを対象とした火光利用まき網、土佐湾とその周辺海域沖合の黒潮牧場やそ の周辺では、カツオー本釣、曳縄が営まれている。

図1 高知県沿岸漁業概要図



このように本県の沿岸・沖合域では多種多様な漁業が営まれているが、経営体数 や漁獲量で見ると、釣漁業や定置網漁業が主体となっている。これは、本県漁業が 長い歴史の中で、水産資源への影響が少ない漁法に特化してきたためである。

しかし、現在では水産資源の減少、魚価の低迷、漁場の荒廃に加え、燃油価格 の上昇とこれに伴う資材価格の上昇が経営の悪化を招く等、本県の漁業は厳しい 局面を迎えている。

表1 漁業種類別経営体数の推移

											単	位:経営体
		年(平成)	11	12	13	14	15	16	17	18	20	25
		釣り・はえ縄	2,170	2,145	2,175	2,047	1,812	1,888	1,786	1,685	1,487	1,083
		ぱっち網	131	120	125	124	115	120	118	119	101	87
		さ し 網	423	372	344	326	307	314	294	319	296	240
		その他の網	183	148	151	124	105	113	105	109	239	169
		定 置網	82	88	85	95	86	90	97	101	81	66
		その他の漁業	411	436	381	443	353	382	338	314	234	358
		小 計	3,400	3,309	3,261	3,159	2,778	2,907	2,738	2,647	2,438	2,003
		ぶり類養殖	115	121	92	89	77	80	76	69	80	57
		まだい養殖	147	123	117	121	127	126	113	105	116	86
		その他の養殖	95	87	90	88	64	71	63	63	41	32
		小 計	357	331	299	298	268	277	252	237	237	175
	沿	岸漁業計	3,757	3,640	3,560	3,457	3,046	3,184	2,990	2,884	2,675	2,178
		沖合底びき網	4	3	3	3	3	3	2	2	2	1
		中型まき網	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9
	沖	合 漁 業 計	14	13	13	13	13	13	12	12	12	10
		まぐろはえ縄	51	36	30	88	79	86	84	83	60	44
		かつおー本釣	24	25	22	22	20	20	19	17	14	12
	遠	洋近海漁業計	75	61	52	110	99	106	103	100	74	56
海	面	面 漁 業 計	3,846	3,714	3,625	3,580	3,158	3,303	3,105	2,996	2,761	2,244

資料:農林水産統計、県資料

- 注)1年間の漁業の海上作業従事日数が29日以下の個人経営体は含まない。
 - 2 平成14年4月に指定漁業の見直しが行われ、従来沿岸まぐろはえ縄(沿岸漁業)に分類されていた10~20トン船のなかでも 排他的経済水域を超えて操業するものは近海まぐろはえ縄(遠洋近海漁業)に分類されるようになった
 - 3 経営対数の調査は平成18年で終了。平成20年、25年は漁業センサスによる。

表2 漁業種類別生産量の推移

単位:トン

	年(平成)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	釣り・はえ縄	23,338	21,728	19,284	17,844	21,129	18,094	17,076	16,022	16,550	18,054	15,095	14,999
	ぱっち網	1,775	1,999	1,099	1,673	1,077	1,389	2,206	2,280	2,239	1,735	2,085	2,693
	さ し 網	190	211	239	195	233	189	197	199	164	149	177	169
	その他の網	2,152	2,068	1,808	1,881	2,358	1,705	1,394	1,589	1,934	1,261	1,201	1,105
	定 置網	12,941	16,490	16,563	13,766	17,719	16,859	16,256	16,543	17,898	16,723	12,689	13,666
	その他の漁業	681	718	979	925	991	809	356	221	213	297	493	224
	小 計	41,077	43,214	39,972	36,284	43,507	39,045	37,485	36,854	38,998	38,219	31,740	32,856
	ぶり類養殖	8,302	7,535	8,057	10,611	10,761	13,419	12,804	11,546	12,790	11,713	11,096	12,453
	まだい養殖	6,225	5,188	4,678	4,907	5,571	5,627	5,680	5,501	5,763	5,247	4,621	4,890
	くろまぐろ 養 殖								955	651	1,163	1,381	1,517
	その他の養殖	1,045	871	682	539	584	1,025	1,246	640	978	800	861	628
	小 計	15,573	13,594	13,417	16,057	16,916	20,071	19,730	18,642	20,182	18,923	17,959	19,488
沿	岸漁業計	56,650	56,808	53,389	52,341	60,423	59,116	57,215	55,496	59,180	57,142	49,699	52,344
	沖合底びき網	897	467	595	250	323	615	687	658	689	544	581	666
	中型まき網	10,694	12,679	14,377	15,441	13,703	10,204	11,145	12,936	13,083	9,782	11,480	15,975
沖	合 漁 業 計	11,591	13,146	14,972	15,691	14,026	10,819	11,832	13,594	13,772	10,326	12,061	16,641
	まぐろはえ縄	21,415	22,039	15,724	31,119	18,336	15,760	16,406	15,866	16,234	14,537	16,317	16,786
	かつおー本釣	19,516	25,657	19,117	20,209	19,115	16,438	17,770	16,780	15,399	16,523	14,049	13,230
遠	洋近海漁業計	40,931	47,696	34,841	51,328	37,451	32,198	34,176	32,646	31,633	31,060	30,366	30,016
海市	面 漁 業 計	109,172	117,650	103,202	119,360	111,900	102,133	103,223	101,736	104,585	98,528	92,126	99,001
河	川漁業計	457	707	340	329	284	410	242	224	196	201	173	186
内	水面養殖業計	692	575	1,005	979	921	822	716	610	467	530	409	543
内水	面漁業計	1,149	1,282	1,345	1,308	1,205	1,232	958	834	663	731	582	729
	総計	110,321	118,932	104,547	120,668	113,105	103,365	104,181	102,570	105,248	99,259	92,708	99,730

資料:農林水産統計、県資料

注)1 平成14年4月に指定漁業の見直しが行われ、従来沿岸まぐろはえ縄(沿岸漁業)に分類されていた10~20トン船のなかでも 排他的経済水域を超えて操業するものは近海まぐろはえ縄(遠洋近海漁業)に分類されるようになった

² 平成25年度のぶり類養殖はブリとカンパチの合計

2 高知県の資源管理実態

高知県においては、昭和63年度からの広域資源培養管理推進事業、平成3年度からの資源管理型漁業推進総合対策事業によるイサキ、マダイ、イセエビの資源管理計画の策定、平成9年度からの複合的資源管理型漁業促進対策事業によるヒラメ、マダイ、イサキの小型魚保護など、資源管理型漁業の定着を図ってきた。

さらに、平成9年からのTAC制度の下で、サバ類を対象とした漁獲量の管理、 マイワシ、マアジ等の漁獲努力量の管理に取り組んできた。

これらの結果、一部の地域では資源管理への取組が定着しているが、それ以外の地域では、魚価の低迷や資源管理の効果が現れにくいこと等から漁業者の意識・意欲が低下している。

また、本県では、カツオ等の回遊性魚類を対象にした釣漁業が盛んに行われているが、回遊性魚類は大きく移動することから資源状況の把握が難しく、資源管理の効果が漁業者には見えにくい。さらに、定置網漁業のように様々な魚種をまとめて漁獲する漁法では、魚種別に資源管理措置を実行することが難しい。こうしたことも本県における資源管理型漁業の定着を難しくしている要因と考えられる。

3 資源管理の方向性

今後、水産物の安定供給や漁業経営の安定を図るためには、水産資源の回復・ 維持と持続的な利用が必須である。

そのためには漁業者自らが関係機関と協力しながら漁業者間の協議と合意に基づく資源管理計画を策定し、その実践を継続するとともに、内容を改善してより適正な資源管理として拡大させていくことが重要となる。さらには、広域回遊性魚類については、国や関係県との連携も視野に入れる必要がある。

また、水産資源を持続的に利用していくためには、漁業者の資源管理への計画的な取組はもとより、流通業者や消費者など、資源の利用に関わる幅広い層に資源管理への理解・協力が求められる。そのためには、県内各地で行われる資源管理については漁協が中心となって関係機関と協力しながら漁獲量の動向など資源管理の効果を調査し、その結果をフィードバックすることで関係者の意識を醸成することが重要となる。

一方、マダイ、ヒラメ、イサキのように栽培漁業の対象種では、放流後、天然 群と混合するため、漁獲対象となるまで適切な管理を行い、資源管理と栽培漁業 の相乗効果の発現・増大に努めるべきである。

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

本県では、資源の維持・回復を目的に各地で漁業種類や魚種に応じた様々な資

源管理が行われている。これらは、漁業調整規則や漁業許可などによる公的な資源管理措置の外、これまでの経験や慣習、漁業者や漁協等の話し合いにより決められた地域の操業ルールとして自主的に取り組まれているものである。本指針では、漁業者が公的な資源管理措置の遵守を徹底し、今後もこうした自主的な取組を継続するとともに、本指針に示した管理措置に基づき取り組む資源管理を推進する。

なお、本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制(漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。)を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画(平成14年3月閣議決定)に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。

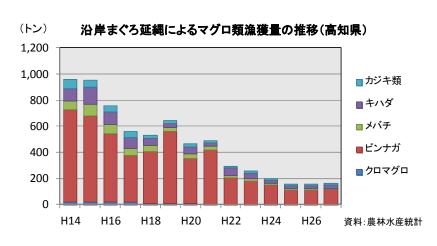
1 魚種別資源管理

(1)マグロ類

①資源及び漁獲の状況

沿岸マグロ延縄漁業はマグロ・カジキ類を対象とし、本県の場合は特にビンナガマグロが主力魚種となっているが、その漁獲量は近年、減少傾向にある。

また本県では、クロマグロ小型魚(ヨコワ)を対象とするよこわひき縄漁業が、



②資源管理目標及び管理措置

減少傾向にあるビンナガマグロ資源の回復を図るとともに、その他のマグロ、カジキ類資源の維持を図るため、漁獲努力量の削減に向けて沿岸まぐろ延縄では、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

なお、国内におけるクロマグロ資源管理については、平成22年に農林水産省が 強化する方向性を示し、平成24年からはくろまぐろ養殖業の拡大による養殖用種 苗の供給を目的とした小型魚(ヨコワ)の漁獲増を抑制するため、農林水産大臣 指示によりくろまぐろ養殖漁場の新設と施設拡大が制限された。また平成26年からは、クロマグロ小型魚の漁獲抑制のため、ひき縄漁業など沿岸くろまぐろ漁業の広域漁業調整委員会指示による承認制に基づく隻数管理が、さらに平成27年からは、WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)の国際合意に基づき、クロマグロ親魚の資源回復のため、30kg未満の小型魚の漁獲量上限が設けられた。更に、平成30年7月からは沿岸漁業(知事管理漁業)において海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づくTAC(可能漁獲量)管理が開始される。本県においてもこれらを遵守することにより、資源の回復を目指す必要がある。特に資源の回復を目標とするクロマグロについては、強度の資源管理に取り組む必要がある。

○沿岸まぐろ延縄、沿岸一本釣り漁業、ひき縄漁業: 休漁日の設定(強度資源管理)

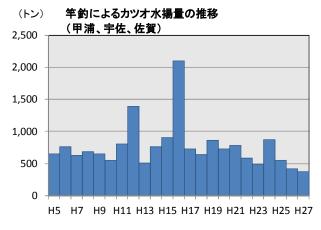
なお、定置網漁業の資源管理措置については、後述の漁業種類別資源管理の内容に従うこととする。

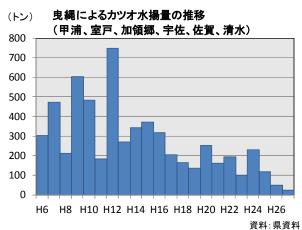
(2) カツオ

①資源及び漁獲の状況

カツオは太平洋に広く分布し、中西部太平洋における資源状況は高位水準、減少傾向にあるとされているが、日本周辺海域において漁獲量は減少傾向にあり、その主な原因の一つとして、太平洋熱帯域における外国の大型まき網漁船の大量漁獲が考えられている。

本県における漁獲量は、年変動が大きいが減少傾向にある。漁業種類別にみると主に遠洋・近海竿釣や沿岸竿釣で漁獲され、その他には曳縄で漁獲されている。沿岸漁業における漁獲動向は、長期的に減少しており、平成27年には沿岸竿釣、曳縄ともに平成26年をさらに下回る過去最低の水揚となっている。





②資源管理目標及び管理措置

資源を維持し、漁獲量を回復、安定化させ持続的な利用を目指すため、漁獲努力量の削減に向けて自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

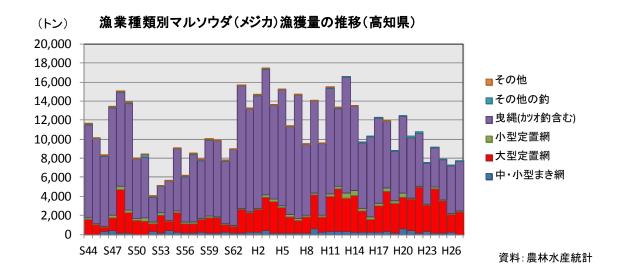
- ○沿岸竿釣:休漁日の設定
- ○曳縄 (宿毛、大月): 休漁日の設定

なお、宿毛、大月における曳縄漁業では、上記の措置の外に漁獲物の制限(魚体重の制限)に引き続き取り組み、資源の維持・回復を目指す必要がある。

(3) ソウダガツオ類

①資源及び漁獲の状況

本県におけるソウダガツオ類の漁獲量は平成3(1991)年以降、変動が大きいが、 やや減少傾向にある。漁法別にみると、主に曳き縄と定置網で漁獲されている。



②資源管理目標及び管理措置

過剰な漁獲による資源の減少を防ぐとともに漁獲量の安定化を目指すため、曳縄では自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。また、定置網については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではないことから、包括的に資源管理に取り組むこととし、その具体的な措置については、後述の漁業種類別資源管理に従うこととする。

○めじか曳縄(土佐清水、下ノ加江、窪津):休漁日の設定

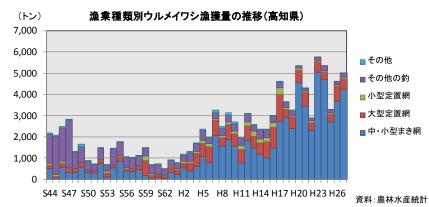
なお、上記の措置の外に、漁獲量や魚体の状況等に応じて操業時間や1隻当たりの漁獲量の制限に引き続き取り組み、資源の維持・安定化を図る必要がある。

(4) ウルメイワシ

①資源及び漁獲の状況

ウルメイワシ太平洋 系群の資源状況は、高位 水準で増加傾向にある。

本県における漁獲量は、平成元(1989)年以降増



加傾向にあり、漁法別にみると主に中型まき網、定置網で漁獲され、その他には釣で 漁獲されている。

②資源管理目標及び管理措置

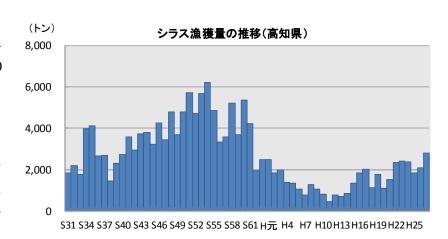
現在、資源は高位水準、増加傾向にあり、漁獲量も増加傾向にあることから、本県でのウルメイワシを対象とした釣漁業の主体である多鈎釣においては、現状の資源を維持するため、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。また、中型まき網、定置網については、多魚種を漁獲していることから包括的に資源管理に取り組むこととし、その具体的な措置については、後述の漁業種類別資源管理に従うこととする。

○多鈎釣(字佐):1隻1日当たりの漁獲量の上限設定

(5) シラス

①資源及び漁獲の状況

本県におけるシラス漁 獲量は、昭和55年(1980 年)頃を境に減少した。 昭和63(1988)年以降は、 好不漁の変動が大きいも のの低水準に推移してい る。漁法別にみると、ほ とんどを機船船びき網で 漁獲している。



資料:農林水産統計

②資源管理目標及び管理措置

イワシ類仔魚の保護により資源を回復し、好不漁の波が激しい機船船びき網漁業の漁獲量の回復、安定化を図るためシラスの漁獲量の殆どを占める同漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

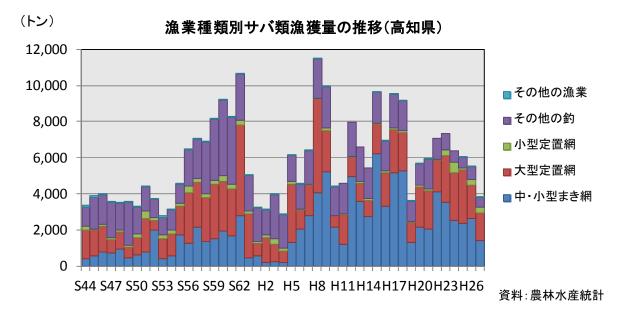
○機船船びき網(安芸地区、春野、十市):休漁日の設定

なお、安芸地区においては、過剰な漁獲を防止するため、引き続き豊漁時の操業時間制限に取り組み、イワシ類資源の回復を図る必要がある。

(6)サバ類

①資源及び漁獲の状況

サバ類の資源状況は、マサバ太平洋系群が中位水準で増加傾向、ゴマサバ太平 洋系群が高位水準で減少傾向にある。本県で漁獲されるサバ類は大半がゴマサバ で、漁獲量は平成元(1989)年以降、大きく変動しながら増加傾向にあったが、 ここ数年は減少傾向に転じている。また、漁法別にみると、主に中型まき網、定 置網及び釣で漁獲されている。



②資源管理目標及び管理措置

現在、高位水準ながら減少傾向に転じたゴマサバ資源を維持するとともに、マサバ資源の維持・増大を図るためサバ類を対象とした釣漁業の主体である立縄、多鈎釣漁業では、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。また、中型まき網、定置網については、多魚種を漁獲していることから、包括的に資源管理に取り組むこととし、その具体的な措置については、後述の漁業種類別資源管理に従うこととする。

○さば立縄及び多鈎釣:休漁日の設定

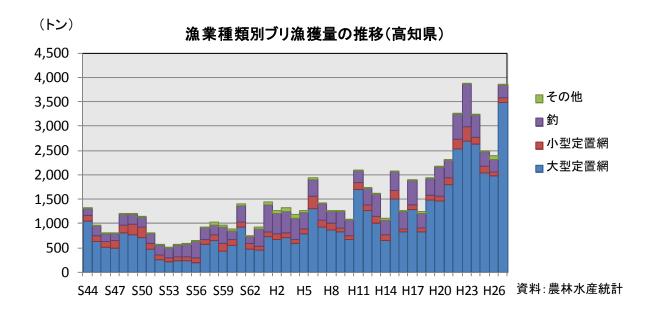
なお、上記の措置のほか、土佐清水、大月においては投縄開始時間、操業回数、 1隻当たりの漁具数の制限、芸東地区においては芸東地区沿岸漁業協議会の申し 合わせ事項を引き続き遵守し、資源の維持・回復を図る必要がある。

(7) ブリ

①資源及び漁獲の状況

ブリの資源状況は高位水準で、増加傾向にある。

本県における漁獲量は昭和 40 年代半ばから 50 年代半ば(1970 年代)に減少した後、1980 年代以降は大きく変動しているものの増加傾向にある。漁法別にみると主に定置網と釣で漁獲されている。



②資源管理目標及び管理措置

ブリ資源は高位水準で増加傾向にあることから、今後もこれを維持することで 資源を増加し、持続的に利用するため、ブリを対象とした釣漁業の主体である飼い付け漁業では、漁業調整規則、免許の内容、制限又は条件を遵守するほか、自 主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。また、定置網につい ては、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではないことから、包括的に資源管理 に取り組むこととし、その具体的な措置については、後述の漁業種類別資源管理 に従うこととする。

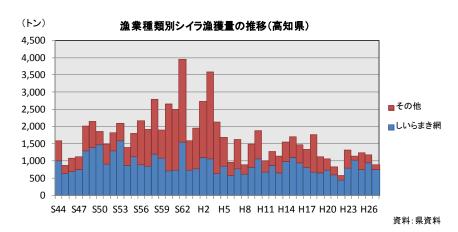
○飼い付け漁業(土佐清水(足摺)、大月(柏島)):操業時間の制限

なお、上記の措置のほか、漁期にかかわらずブリの漁獲状況に応じて自主的に 漁を終了する取組も引き続き行い、資源の維持を図る必要がある。

(8)シイラ

①資源及び漁獲の状況

本県における漁獲量は、昭和62(1988)年、平成3(1991)年をピークに減少



10

②資源管理目標及び管理措置

シイラの漁獲量は横ばい傾向にあるが、資源を維持し、今後も持続的に利用していくために、しいらまき網漁業では漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

○しいらまき網(手結、興津):休漁日の設定

なお、上記の措置の外に、手結においてはシイラ漬けの設置基数制限、興津に おいてはシイラ漬けの設置基数制限、漬けを設置しない期間の1隻当たりの漁獲 量制限に引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

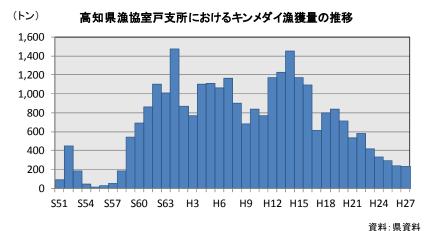
(9) キンメダイ

①資源及び漁獲の状況

キンメダイの資源状況は、平成17年以降減少傾向にあり、低位水準、減少であると判断されている。

本県海域では、室戸岬周辺の大正礁、サウス山、新礁、そして足摺海丘で周年にわたり立縄漁業(樽流し釣、手釣)によって漁獲されている。そのうち、多く

が水揚げされる室戸 への水揚げ量は、昭和 60年頃から、おおむ ね横這いであったが、 近年は操業統数の傾向 で推移している。



②資源管理目標及び

管理措置

資源状況は低位水準、減少傾向にあり、近年、漁獲量の減少がみられたことから、キンメダイを対象とした立縄漁業では、資源の維持、増大を目指すため自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

○きんめだい立縄:休漁日の設定

なお、上記の措置のほか、1隻当たりの仕掛け数と釣鉤数制限、深海浮子使用の禁止など、芸東地区沿岸漁業協議会や土佐清水地区キンメ部会が定める申し合わせ事項についても引き続き遵守し、資源の維持・回復を図る必要がある。

(10) アカムツ

①資源及び漁獲の状況

高知県幡多郡黒潮町ではアカムツ、クロムツ、アヤメカサゴ等を漁獲対象とした深海縄漁業が営まれている。中でもアカムツは、最も漁獲量が多く、その平均

単価が極めて高値で推移していることから、非常に重要な魚種となっている。

②資源管理目標及び管理措置

深海縄漁業では、アカムツ資源を維持し持続的に利用するため、自主的措置と して以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

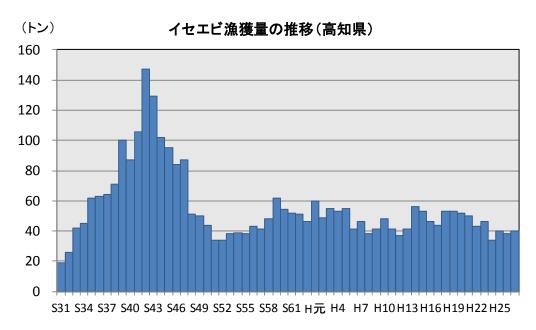
○深海延縄(黒潮町入野地区):休漁日の設定

なお、入野地区においては、上記の措置のほか、輪番制による漁場の利用、1 隻当たりの仕掛け数と釣鉤数制限、未成魚の漁獲防止のための釣鉤の大きさ制限 に引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

(11) イセエビ

①資源及び漁獲の状況

本県における漁獲量は、昭和 42 (1967) 年に漁獲のピークが見られ、その後減少し、近年では $40\sim60$ トンで推移している。漁法別にみると、ほとんどが沿岸の刺網漁業で漁獲されている。



資料:農林水産統計

②資源管理目標及び管理措置

資源を維持し、漁獲量の現状維持・増加を図るためには各地で行われている刺網漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

○刺網:休漁日の設定

なお、上記のほかに、各地域においては、以下に示す措置に引き続き取り組み、 資源の維持を図る必要がある。

■ 各地区で行われているイセエビの資源管理措置

	地区		管理措置
池	1	浦	・サイズ制限
			・保護区域の設定
久		通	サイズ制限
上	ノ加	江	・禁漁区の設定
矢	井	賀	・禁漁区の設定
志		和	・禁漁区の設定
興		津	・漁場の交代

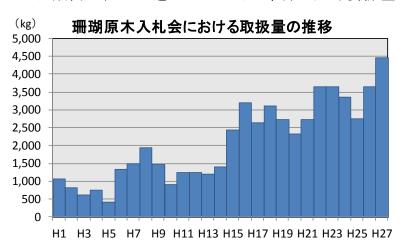
(12) 宝石サンゴ

①資源及び漁獲の状況

室戸岬と足摺岬の周辺海域では、伝統的にさんご漁業が営まれている。その漁法は大正時代からほとんど変わることのない網漁業であり、岩礁地帯に生息する又は死亡して海底に堆積した宝石サンゴを網で絡め採るものである。さんご漁業は、漁獲物の取扱単価が高く、また、操業時における燃油消費量が少ないことから、両岬の周辺海域において非常に重要な漁業となっており、近年従事者数や取扱量が増加傾向にある。

こうした一方で、宝石サンゴは成長が極めて遅いことに加え、再生産や資源量な

ど、その生態については 不明な点が多く、漁獲努力量の増加による資源 の枯渇が懸念されている。



②資源管理目標

資料:県資料

上記のとおり、宝石サンゴについては生態などの科学的知見が少ないため、県水産試験場や大学などの試験研究機関と連携して、生態の解明及び効果的な資源管理手法の検討を進める。

一方、近年サンゴ漁業者が増加し宝石サンゴ資源への影響が懸念されていることから、県では今後も資源を持続的に利用していくための措置として、操業期間や時間の制限、許可数や漁獲量の上限設定を平成24年3月からの当該漁業許可に盛り込んだ。さらに、平成28年1月からは許可件数の上限や操業区域を縮少し、

宝石サンゴ資源の適切な管理を進めている。

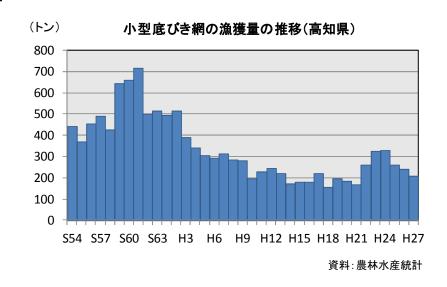
こうしたことから、現状の対応として漁業調整規則、許可の内容及び制限又は 条件の遵守、また、各地区の部会や協議会において定められている申し合わせ事 項の遵守を徹底し、資源の維持を図ることを目標とする。

2 漁業種類別資源管理

(1) 小型底びき網漁業

①資源及び漁獲の状況

本県における小型底 びき網漁業の漁獲量は、 昭和 61 (1986) 年をピークに減少を続け、近年 は 200 t ~ 300 t 前後で 推移している。漁獲対象 は、小エビ (アカエビ類、 主体) やクルマエビ類、 その外の魚類となって いる。



②資源管理目標及び管理措置

小型底びき網は、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではないことから、エビ類やその外の魚類の資源の維持回復を包括的に図るため、漁獲努力量の削減に向けて漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

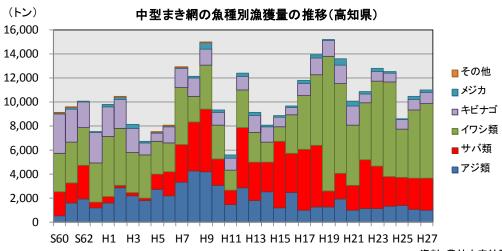
○小型底びき網漁業(御畳瀬):休漁日の設定

なお、御畳瀬においては、上記の措置のほか、ヒラメの漁獲体長制限について も引き続き取り組み、資源の維持・増加を図る必要がある。

(2) 火光利用中型まき網漁業

①資源及び漁獲の状況

本県における中型まき網漁業は、宿毛湾周辺でアジ、サバ、イワシ類、キビナゴを主体に周年にわたり操業が行われている。漁獲量は、多くの魚種を対象とするため魚種ごとの漁獲動向による変動はあるが、全体として近年は減少傾向にある。



資料:農林水産統計

②資源管理目標及び管理措置

中型まき網漁業では、経営体ごとに季節や宿毛湾周辺海域への来遊状況等に応じて対象種を漁獲している。また、資源管理を実施することは当該海域のみならず、周辺の海域も含めて資源の維持に重要な役割を果たす。このため、宿毛湾における中型まき網漁業では、包括的な漁獲努力量の削減に向けて漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

○火光利用中型まき網:休漁日の設定

(3)火光利用小型まき網漁業

①資源及び漁獲の状況

本県における小型まき網漁業は、宿毛湾海域で主に加工原魚向けの小型のイワシ類を対象に操業が行われている。漁獲量は、平成19年以降は低水準で推移している。

②資源管理目標及び管理措置

小型まき網漁業では、包括的にイワシ類の資源の維持回復を図るため、漁獲努力量の削減に向けて漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

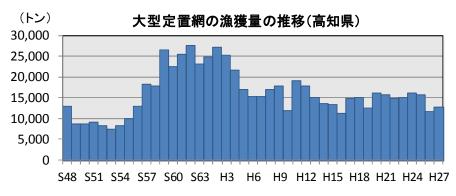
○火光利用小型まき網:休漁日の設定

(4)定置網漁業

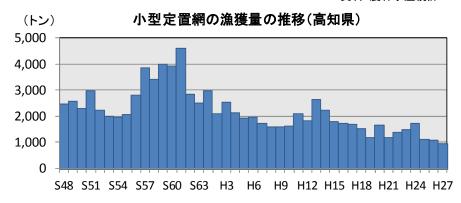
①資源及び漁獲の状況

本県における定置網漁業においては、主にマルソウダ (メジカ)、アジ類、サバ類、ブリ、イワシ類などの多獲性回遊魚が漁獲されている。大型定置網、小型定置網ともにマイワシ資源の増加とともに漁獲量が増加したが、マイワシの減少後

は、漁獲量も減少し、上下変動しながら横ばい傾向にある。



資料:農林水産統計



資料:農林水産統計

②資源管理目標及び管理措置

定置網漁業は、特定の魚種を狙って漁獲するのではなく、多くの魚種をまとめて漁獲することから、ヒラメやマダイなどの一部の魚種を除き、主要漁獲物である多獲性回遊魚の魚種別資源管理が難しい。また、周辺海域全体の資源の維持・回復も重要な課題である。このため、大型定置網、小型定置網(第二種共同漁業権、知事許可)では、包括的に資源管理に取り組むこととし、関係する漁業調整規則、許可内容、制限又は条件、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

○定置網(大型、小型):

以布利地区 ・・・ 漁具制限 (網目拡大)、種苗放流

上記以外の地区・・・ 休漁日の設定

なお、大月においては、休漁日の設定の外に、これまでに実施しているヒラメ、マダイ、イサキの漁獲体長制限、種苗放流への参加に引き続き取り組み、資源の維持、回復を図る必要がある。

また、資源の回復を目標とするクロマグロについては、強度の資源管理に取り 組む必要がある。

○休漁日の設定 (強度資源管理)

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方法

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) の PDCA サイクルを着実に実施することで、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- ① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の 実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置 が適切かどうか等につき、評価・検証する。
- ② 評価・検証については、資源管理協議会が実施することとし、外部有識者(漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など)の参加を得るなど評価、検証機能の強化を図る。
- ③ 指標は、対象魚種の資源量や CPUE の経年的な動向を基本とし、現時点で資源量や CPUE の把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制準備に努めるものとする。
- ④評価検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、 改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体へ の周知徹底を図る。

【資源管理計画の評価・検証(PDCAサイクル)】

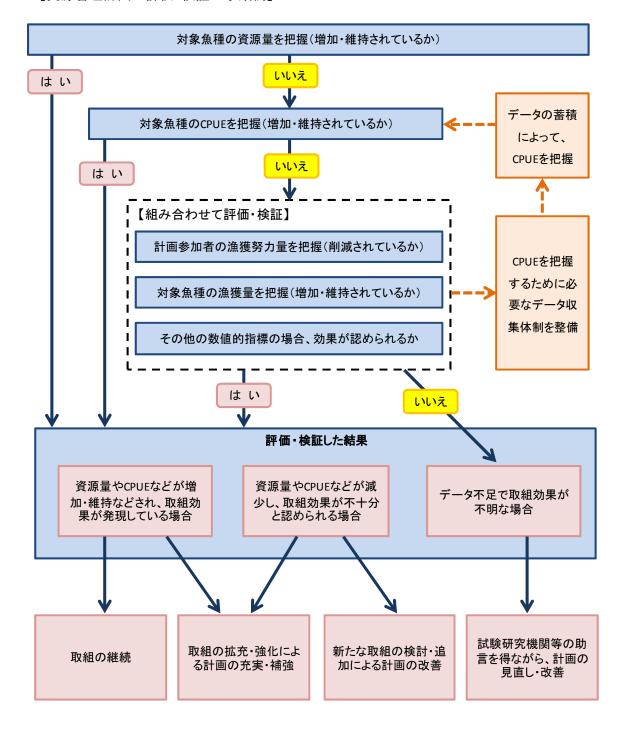
計画(P) ・漁業者等による資源管理計画等の作成 ・見直し・改善した計画に変更 ・計画に基づく資源管理の取組 ・外部有識者が参加する資源管理協議会 の開催、履行確認 ・評価・検証の結果を踏まえた計画の見 直し・改善 ・資源管理協議会が計画を評価項目 (評価基準)に則り評価・検証

評価項目(評価基準)の考え方

▶評価単位(魚種、漁業種類)ごとに、管理目標(例:資源の増大/維持、漁獲量の増大/維持)に対する資源の状況(資源量やCPUEなど)を評価
▶評価結果を踏まえ、評価単位ごとに、改善の方向性(管理措置の強化、グ

ループ化等)を検討

【資源管理計画の評価・検証の手順例】



第4 その他

1 資源管理計画の作成

資源を過剰な漁獲から守り持続的に利用していくためには、資源管理への取組を実践していく中で漁業者と関係機関が協力して効果調査を行い、その結果に応じて取組の内容を改善して継続するなど、計画的に粘り強く取り組むことが重要である。

また、現れた効果を関係者が共有することで、関係者の資源管理に対する意識 醸成に繋がり、資源管理が本県漁業に定着することに繋がるものと考えられる。

こうしたことを円滑に進めるため、自主的に資源管理に取り組もうとする漁業者等は、本指針に示す魚種別資源管理、又は漁業種類別資源管理の内容に従い、 以下の内容を盛り込んだ資源管理計画を作成することとする。

- (1) 計画の目的
- (2)対象とする海域
- (3)対象とする水産資源
- (4) 資源管理目標及び達成のための措置
- (5) 取組の期間
- (6) 計画参加者の名簿、使用漁船(船名、登録番号)
- (7) その他(管理体制や計画遵守のための措置、計画参加・脱退手続き等)

2 資源管理計画の履行確認

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、別途設置する高知県資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は同協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組 に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の 保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組 む必要がある。

おわりに

高知県では、漁業の厳しい状況を打開し、漁業者とその家族がともに漁村内で暮らしていけるよう「今後も持続する漁業・漁村の構築に向けた戦略」をテーマとした産業振興計画を策定した。この計画では、漁業者の所得向上に向け、黒潮牧場の設置や藻場造成などの効果的な漁場整備、県産水産物の売上増や魚の価格を向上させるための地産地消や地産外商の積極的な展開、漁村における雇用の確保に向けた水産加工の産業化等を推進することとしている。

こうした取組を進め、計画の目標を達成するためには、水産資源を維持・回復 して漁獲量や品揃えを確保することが必須である。そのためにも漁業者による資 源管理の着実な実行は、大変重要な取組となる。

また、国の水産基本計画では、魚離れの進行、資源状況の悪化、就業者の高齢化など、水産業・漁村の情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定供給を図るとともに力強い水産業を確立するため、水産政策の改革を早急に進めることが必要とされている。

その中で、総合的かつ計画的に講ずべき施策の一つに、低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進が挙げられており、今後とも、資源管理は重要な取組として位置付けられていくものと考えられる。

こうしたことから、本指針を踏まえ、将来の漁業のあり方を漁業者や漁協、行政が一体となって考え、漁業の現場において生きた資源管理が計画的に行われていくよう望まれる。

(別 紙)

■ 資源管理措置ごとの履行確認方法

資源管理措置	履行確認方法
休漁日の設定	市場または漁協の伝票、漁協の水揚げ統計、写真(係船休漁時)、
	無線連絡の記録、操業日誌
漁獲量の制限	市場または漁協の伝票
操業時間の制限	市場または漁協の伝票
	(市場又は漁協職員が水揚げ時間を伝票に記載)
漁具の制限	使用する漁具・設備の写真
漁法の制限	使用する漁具・設備の写真
種 苗 放 流	経費負担の証拠書類